令和６年５月７日

あいサポート企業・団体の皆様

広島県健康福祉局長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（障害者支援課）

障害者差別解消法に係る事業者向け説明会開催の周知について（依頼）

　平素より広島県あいサポート運動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　このたび、令和６年４月１日より事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第56号。以下「改正法」という。）が施行されたことを受け、内閣府が事業者を対象とした改正法に係る説明会を下記のとおり開催いたします。

ついては、別紙をご参照の上、企業・団体内での周知や、従業員等の説明会参加にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

日　　時　令和6年6月4日（火）・6月5日（水）・6月6日（木）  
開催方法　オンラインにて開催  
内　　容　障害者差別解消法の概要等について  
参加申込　別添チラシに記載のＵＲＬもしくはＱＲコードよりお申込みください。  
申込締切　令和６年５月27日（月）  
　　　　　※ただし、点字等の対応が必要な場合は5月13日（月）まで  
問合せ先　株式会社ツクルス　  
　　　　　ＴＥＬ：03-6914-6004  
　　　　　ＭＡＩＬ：[block-kensyukai2024@itto.co](http://gc-dcn14mapsv.pref.hiroshima.jp/webmail/INBOX/mails/new?to=block-kensyukai2024%40itto.co)

担　当　地域生活・発達障害グループ

電　話　082-513-3157(ダイヤルイン) 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　082-223-3611

メール　fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者　槇原）